

# 「C県の生徒指導主事が抱える喫緊の課題への対応」のあり方

— 「C県小学校・中学校・高等学校・特別支援学校生徒指導研修会」を通して —

The way of "the correspondence to the urgent problem that the student inspector of the C prefecture has"

— Through "C prefecture elementary school, junior high school, high school, particularly support school student instruction workshop" —

橋 本 治

HASHIMOTO Osamu

## 要 旨

C県の生徒指導主事が抱える喫緊の課題は、県教育委員会のアンケート結果から次の3つとなった。Ⅰ. 自殺予防に関わる学校での取組と対応。Ⅱ. 感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応。Ⅲ. 不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応。筆者は「C県小学校・中学校・高等学校・特別支援学校生徒指導研修会」において、「生徒指導上の喫緊の課題」3つについて、独立した3つの講演をすることとした。講演では、それぞれの課題に合うケースを提示し、それを基に話を進めていった。そして、ケースごとに事前・事後に「自信度のアンケート」を実施し、先生方がどの分野により自信を持ったかを評価していった。アンケートは「全く自信がない」「少し自信がない」「ある程度自信がある」「かなり自信がある」の4件法で実施したが、その結果3つのケース（3つの講演）のいずれにおいても有意差があり (\*\* $p < .01$ ), 生徒指導主事の先生方の自信度が高くなった。

## Abstract

The urgent problem that the student inspector of the C prefecture had became three of the next from the questionnaire result of the prefecture Board of Education. I An action and the correspondence in the school concerned with the suicide prevention. II The correspondence to the child student who is weak in the control of feelings. III It is the correspondence to preventing it and a school refusal child student of the school refusal. The writer decided to do three independent lectures about three "urgent problems in the student instruction" in "C prefecture Elementary School, a junior high school, a high school, a special support school student instruction workshop". By the lecture, I showed a case in accord with each problem and pushed forward a story based on it. And I carried out "the questionnaire of the confidence degree" in prior follow-up every case and evaluated it which field teachers had confidence by. Which the questionnaire "does not have some confidence" which "there is not confidence at all" carried out "confident to some extent" by the four method of "is considerably confident", but, as a result, in which of three cases (three lectures) was significantly different, and (\*\* $p < .01$ ), a confidence degree of the teachers of the student inspector became higher.

## 1. はじめに

C県教育委員会から、「C県小学校・中学校・高等学校・特別支援学校生徒指導研修会」の講師依頼があった。趣旨は「県内公立学校（小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）生徒指導主事、各教育事務所地域担当生徒指導主事、小・中学校主幹教諭（生徒指導担当）、市町村教育委員会生徒指導担当者に対して、生徒指導上の喫緊の課題について、現状と対策を研修する。また、研修後は各地区の指導的立場として、学校等において研修会を実施し、研修内容に係る普及啓発や専門的立場からの助言を行い、生徒指導体制づくりの推進を図るように努める。」というものであった。

C県教育委員会は「生徒指導上の喫緊の課題」を把握するため、研修の3か月前から参加者に対し

て調査をした。6つの課題のうち「希望する研修内容（複数回答可）」を選ぶものだったが、結果として次の3つが選択された。Ⅰ．自殺予防に関わる学校での取組と対応，Ⅱ．感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応，Ⅲ．不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応

生徒指導上の課題はそれぞれが密接に関連しているのであるが、筆者は約3時間の講演を3つに分けてそれぞれ独立した講演を3つ実施することにした。そして、それぞれの生徒指導主事の方の得手・不得手をご自身で確認していただくようアンケートを実施し、その上で総合的にどうケースをみていくかを考えてもらうことにした。事前と事後のアンケートの結果と、3つの講演の内容から『「C県の生徒指導主事が抱える喫緊の課題への対応」のあり方』に迫りたいと考えている。

## 2. 国の施策および筆者の実践

### (1) 自殺予防に関して

#### ① 国の施策「自殺総合対策大綱」<sup>(9)</sup>における自殺予防教育

国は、平成19年6月、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきたが、平成24年改定案が示された。

その第3章「自殺を予防するための当面の重点施策」の「2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」の「(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施」で、以下のように示されている。

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育を推進するとともに、児童生徒に対する自殺予防を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを進める。

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法・有害情報対策を推進する。

#### ② 筆者の実践『いじめと自殺の予防教育』1998年刊<sup>(10)</sup>

1994年11月27日、愛知県西尾市で中学2年生男子がいじめにあい、自殺をした。その後数十人の小中学生が流行のように自殺をすること（群発自殺）があった。筆者は西尾市教育委員会の依頼で、西尾市の幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の先生方に「いじめと自殺の予防」という講演をしたが、実施は依頼されてから半年以上も後となった。それはマスコミの報道が激しく、とても近寄れない状況だったことが大きな理由だった。

その後、日本社会病理学会で「いじめの社会病理」というシンポジウムがあり、私は「学校におけるいじめへの対応」という提案をした。また、アジア児童青年精神医学会では「学校における自殺予防」という発表をした。その後出版社から「いじめ」と「自殺」に関する本を書くよう依頼された。ちょうどその頃日本自殺予防学会の理事に選出され、その折高橋祥友氏が序文を書くのを引き受けてくれた。著書の表紙裏には以下のように記されている。

生徒の自殺というと、最近では学校側は自分たちの落ち度とみなされないようにするあまり、防衛的になってしまい、先生たちも委縮してしまっているように思えてなりません。

しかし、子どもの自殺の危険を第一に発見し、適切な介入を始めるという学校の先生たちが担っている重要な役割を忘れてはなりません。

本書は橋本治先生が長年の経験から、教育現場での自殺問題をどう取り扱うべきかを詳細に解説したものです。自殺はある日突然に何の前触れもなく起きるのではなく、そこに至るまでには数多くの問題が積み重なっています。橋本先生はその問題一つ一つに対する取り組みが自殺予防につながることを強調しています。この本を読んでもと、橋本先生の語りかけに勇気づけられる思いがするはず（高橋祥友「序文」より）

## (2) 感情のコントロール・発達障がいに関して

①国の施策 文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」<sup>(23)</sup>の趣旨について

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。平成19年度からは改正学校教育法の施行により、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、支援体制の整備が進められている。本事業は、このような状況の下、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進するために、全都道府県教育委員会に委嘱して行われる特別支援教育の基幹事業である。また、本事業は、前身である「特別支援教育体制推進事業」の連携協議会、教員研修、巡回相談、学生支援員の活用等の取組を継承・拡大しつつ、新たに、特別支援教育グランドモデル地域の指定、特別支援教育への理解・啓発のための取組等を実施するものである。

なお、本事業の実施に当たっては、厚生労働省との連携により、保育所も支援対象機関に加えることができることとなっている（以下「幼稚園」を含む）。

②-1 筆者の実践：感情のコントロール（暴力）についての報道<sup>(20)</sup>

文部科学省が2014年10月16日に発表した2013年度の児童・生徒の問題行動調査で、C県内の国公私立の中小高校での暴力行為の発生件数は増加したが、県教育委員会は以下のように答えている。県教委によると、小学校のすべての学年で前年度よりも増えているといい、「暴力行為の低年齢化が進んでいる」と懸念を示す。担当者は「集団になじめず、人間関係がうまく築けなかったり、感情をうまくコントロールできなかったりする子どもが増えている」と原因を分析する。

それに対して筆者は、「専門家『継続支援を』」という内容で、新聞社に以下のように答えた。

小中学校で30年間いじめ問題に取り組み、子どもの問題行動などにも詳しい岐阜大大学院教育学研究科の橋本治教授（教育臨床学）は小学校での暴力行為が目立って増加したことについては「軽微な事案が増えたのではないかとした上で「小学生になっても幼児性が残っている子や発達障害の疑いのある子への支援は全国的な課題で、クラス内がざわついてしまうなど、先生が学級経営をうまくできなくなっている可能性がある」と分析した。

軽微だと言って放っておくと重大な事案につながりかねない、と橋本教授は警鐘を鳴らす。「子どもの問題行動はそれぞれに背景や原因があり、丁寧に向き合っていくことが重要。担任の先生だけでなく、学校内でチームを組んで問題に取り組むべきだ。子どもによっては時間をかけた指導が必要な子もあり、先生が代わっても継続した指導が出来るような態勢をとる必要がある」

また、いじめとの関連性についても指摘。「子どもの年齢が上がるにつれ、目に見えないいじめが増える。目に見える暴力行為から解決していくことが、いじめの未然防止にもつながる」と述べた。

②-2 筆者の実践：発達障がいについて・・・A県B市における「専門家チームの巡回相談」(平成20・21・22・23・24・25・26・27年度)<sup>(30)</sup>

平成20年度・21年度には、次のような依頼文をいただいた。

A県B市は、文部科学省指定の特別支援教育総合推進地域となり、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施しています。そこで、昨年度に引き続き、専門家チームを設置し、この事業の中核となる巡回相談を継続して実施していきたいと考えております。つきましては、昨年度同様に市内各小中学校へ訪問をして、発達障害が疑われる児童生徒に関する障害の様態、支援方法等の相談にのっていただければ幸いと存じます。ご多忙とは存じますが、ぜひこの趣旨をご理解いただき、専門家チームのメンバーとなることをご承諾くださるようお願い申し上げます。

A県B市が（1）の文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業実施要項」を受け

てどのように「専門家チームの巡回相談」をしようとしているかがこれで分かる。

### (3) 不登校・ひきこもりに関して

①国の施策 文部科学省「不登校に関する調査協力者会議」(平成27年6月26日より)<sup>(45)</sup>

文部科学省の実施している児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(以下「問題行動調査」という。)によると、我が国の小・中学校の不登校児童生徒数は、平成25年度には約12万人となり6年ぶりに増加するなど、不登校の児童生徒が高い水準で推移していることは憂慮すべき状況である。豊かな人間性や社会性、生涯を通じた学びの基礎となる学力を身に付けるなど、全ての児童生徒がそれぞれの自己実現を図り、社会の構成員として必要な資質・能力の育成を図ることは我が国社会にとって喫緊の課題であって、早急に具体的な対応策を講じる必要がある。

不登校については、特定の子供に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの子供にも起こり得ることとして捉え、教育者は当事者への理解を深める必要がある。また一方で、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状態が続くことは、自己肯定感が低下し、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対策を検討する重要性についても十分に認識する必要がある。

こうした観点から、本協力者会議は、教育行政上の課題としての効果的な不登校施策について調査研究を行うことを設置の趣旨としている。なお、不登校については、その要因・背景は多様であり、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と決めつけてはいけない。不登校の子供が悪いという根強い偏見を払拭し、全ての子供たちが安心して通える学校の実現のために、学校・家庭・社会は、不登校の子供たちに対する共感的理解の姿勢が大事である。

②筆者の実践 C県D市・E市へのかかわり(平成20・21・22・23・24・25・26・27年度)

筆者は、C県D市に8年、E市に6年カウンセラーとして継続して関わっているが、相談の多くは「不登校」に関係している。筆者自身が扱った相談のうち「不登校・ひきこもり」の相談件数は、この40年間で1300ケースを超えている。

## 3. 問題と目的

C県教育委員会は、参加者の意向調査に次の6項目提示し、研修希望を複数回答で求めた。1. 自殺予防に関わる学校での取組と対応, 2. いじめの未然防止に関わる学校での取組と対応, 3. 感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応, 4. 不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応, 5. 生徒指導体制づくりと校種間連携の在り方, 6. スクールカウンセラー等の活用と教育相談体制の充実。

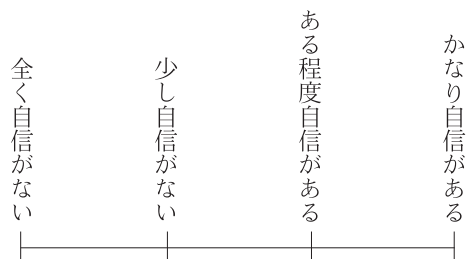
C県の「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校生徒指導研修会」で喫緊の課題として選ばれた3つの内容「Ⅰ. 自殺予防に関わる学校での取組と対応」、「Ⅱ. 感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応」、「Ⅲ. 不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応」は、従来校務分掌で担当が分かれていることもあった。すなわち、「いじめや自殺予防」は生徒指導主事が、「発達障がい」は特別支援教育コーディネーターが、「不登校」は教育相談担当が、というようにである。もちろん、3者の会を定期的で開催している学校も多かったが、C県の場合中心人物である生徒指導主事が全体を把握する必要を感じていた。これが本研究の「問題」である。

ここでは3つの内容に対し筆者自身が扱ってきた3つのケースを当てはめ、「自信度」を記入してもらうことにした。3つの講演を別々にするが、それらは共通していること、そして、それらを総合的に考えていくのが生徒指導主事であることを理解してもらいたいと考えたからである。ケースによっては経験がかなり必要なものもあるが、それでも「どう進めていくのか、どうリードしていくのか」ということについては、少しでも「自信」をもってもらおうと考えたことが「目的」である。



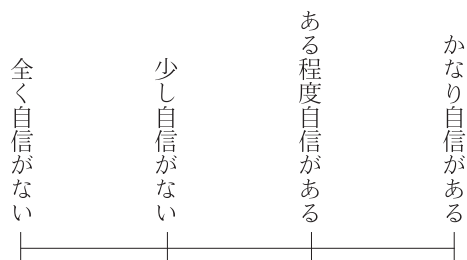
ケース2…小学4年男子B君（発達障がい）

小学校1年生の夏休みにアスペルガー症候群（AD/HDもあると医師）の診断を受けた。暴言・暴力はあったが、ひどくはなく、2年生が終わった。3年生になって悪化し、離席・暴力も多く、医師は薬の量をかえたり、学校の関係者とも連携を取ったが、改善はしなかった。ある日の通学班での下校の時、道に落ちていたこぶし大の石を何気なく投げ、近くの子の頭に当たって12針縫うけがをさせた。今後どのように対応していくとよいか。



ケース3…中学2年男子C君（不登校・ひきこもり）

小学校5年生になって時々休んだ。それでも夕方近所で遊んでいたため、5月の連休明け、担任（男性）は「怠け」と判断した。ある休んだ日、家の中に入って行って本人を無理やり連れていこうとした。本人があまりにも激しく抵抗したので、担任はあきらめた。C君はその後3年以上家を出ることもできなかった。中2の秋、中学校の校長先生が橋本を紹介し、保護者の許可を得て中2の担任（女性）と家庭訪問した。玄関で担任だけ帰るよう言われた。この後どのように対応していくとよいか。



(2) 実際の3つの講演

実際に実施した3つの講演「Ⅰ. 自殺予防に関わる学校での取組と対応」, 「Ⅱ. 感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応」, 「Ⅲ. 不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応」の概要をプレゼンごとに [P1] ~ [P21] で示す。

①「自殺予防に関わる学校での取組と対応」

[P1] 一つ目の講演は「自殺予防に関わる学校での取組と対応」です。

[P2] ケース1は「高校1年女子Aさん（自殺未遂）」です。中学校時代から不安が強く情緒的に不安定なことがあり、時々リストカットをしていた。高等学校に入学してさらに不安定になり、リストカットも頻繁になってSCの相談を受けたり、心療内科にも通いはじめた（うつ病と診断される）。7月、「死にたい」と書いて自宅2階から飛び降りた。そのまま入院（外科⇒精神科）、9月から学校に戻ってくるが、どのように対応していくとよいか。

[P3] 自傷行為といえば、精神科医療関係者ならば誰もがただちに、「手首自傷症候群（リストカッティング・シンドローム）」を思い出すであろう。その影響力は予想を超えて根強く、現在でも自傷行為＝リストカットという理解が、精神科医療関係者のあいだで定着している。（自殺未遂ではないという専門家は多いが、自殺既遂のリスクは数百倍）

[P4] うつ病の主症状は、1) 気分障害（感情障害）2) 思考障害3) 意欲・行為障害4) 身体症状

<自殺との関連は高いが：橋本>

[P5] 自殺未遂が起きた場合はただちに医療機関に生徒を移送し、適切な治療を実施しなければならない。そし

て、保護者や学校関係者に連絡するとともに、他の生徒に対する影響についても配慮する。また、自殺を図った生徒が治療を受けて退院し、登校を再開する場合に、その生徒をどのように受け入れ、支えていかとう問題も出てくる。

- P6 自殺（既遂）の男女比・世界的にも3～4対1・日本も同様（高校生は2対1）、自殺未遂が既遂に至る確率・大人は10%（高齢者は20%）・未成年は、0.5%～1%、日本のうつ病患者・男：女⇒1対2
- P7 自殺の原因は、ストレス、精神疾患、生物学的要因、独特の性格傾向、他者の死、がある。
- P8 独特の性格傾向は、①未熟・依存的 ②衝動的 ③孤立・抑うつ ④極端な完全癖 ⑤反社会的である。
- P9 自殺の原因を「ケース1（Aさん）」と「アーサー」で比較してみると、  
 ・ストレス < ◎ ◎（離婚）> ・精神疾患 < ◎ ◎（うつ病）>  
 ・生物学的要因 < ? ◎（アスペルガー）> ・独特の性格傾向 < △ ◎（①②③④）>  
 ・他者の死の影響 < ? ◎（身近な人）>となる。
- P10 大津市での講演は、①2006年…全国的に「いじめ」「自殺」が起き、②2007年…大津市人権教育で、③2012年1月6日…2011年10月11日自殺、12月1日に依頼あり、小中学校教員、④2012年8月28日…全国的に大変な騒ぎの中、幼稚園・保育園、小中学校教員、⑤⑥2013年10月8日/10日…小中学校教員、⑦⑧2014年10月7日/9日…小中学校教員、⑨⑩2015年度…場所と日程は秘密、である。
- P11 「いじめ」にかかわっては、可児市「いじめ防止専門委員会」委員長、岐阜市「いじめ問題対策委員会」委員長、岐阜県「いじめによる重大事態再調査委員会」委員長（県立高等学校・特別支援学校、私立学校）である。
- P12 いじめの重大事態（法28条）とは、・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。<自殺（未遂）等を含む：橋本>・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(30日)・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で重大事態が発生したものとして、調査・報告を行う。
- P13 自殺した児童生徒は、平成25年は、小学校8名、中学校98名、高等学校214名であった。
- P14 内閣府「ゲートキーパー養成」・自殺総合対策大綱の中でも、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成することを目標に掲げています。\*岐阜県「ゲートキーパー養成」講師（2013年2月21日）
- P15 深刻化する若年層自殺・BSフジLIVEプライムニュース 2012年9月24日（月）  
 「深刻化するいじめ自殺若年層自殺なぜ増加？必要な対策を徹底検証」・自殺対策支援センターライフリンク代表 清水康之様・チャイルドライン支援センター代表理事 太田久美様・日本自殺予防学会理事 岐阜大学大学院准教授 橋本 治様
- P16 各年代別の自殺死亡率の推移である。
- P17 瑞浪中2自殺「兆候あれば即応を（橋本）」中日新聞（2006年11月）専門家指摘「教員、チーム作って」SOSをつかんだら、はっきりいじめとわからなくても、学校はすぐに乗り出す必要がある、と語る。大切なのは校内でチームをつくって対処すること。核になれる教員の養成が必要だ。
- P18 群馬県桐生市の小6女子自殺（橋本）①朝日新聞（2010年10月25日）小6自殺私はこう見る、担任は寄り添う姿を、親とは定期的に相談②朝日新聞（2010年10月26日）本当は、自殺報道についてはいけないこと6項目、すべきこと6項目の掲載を希望したが、12項目中5項目だった。
- P19 3つの段階の教育援助（石隈氏、1996年日本教育心理学会年報 P.42）とは、「一次的教育援助」「二次的教育援助」「三次的教育援助」である。
- P20 Aさんへの対応をまとめると、三次的教育援助…精神科の医師・SC等専門家との連携（緊急事態への対処）、二次的教育援助…校内のチームであたる。特に、担任・SC・教育相談（見守り・人間関係の調整）、

一次的教育援助…授業・部活などすべての教育活動+家庭・社会生活（安定した生活⇒生きがい）

P21 最後に、「教師のメンタルサポート」について述べる。

## ②「感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応」

P1 2つ目の講演は、「感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応」です。

P2 ケース2は「小学4年男子B君（発達障がい）」です。小学校1年生の夏休みにアスペルガー症候群（AD/HDもあると医師）の診断を受けた。暴言・暴力はあったが、ひどくはなく、2年生が終わった。3年生になって悪化し、離席・暴力も多く、医師は薬の量をかえたり、学校の関係者とも連携を取ったが、改善はしなかった。ある日の通学班での下校の時、道に落ちていたこぶし大の石を何気なく投げ、近くの子の頭に当たって12針縫うけがをさせた。今後どのように対応していくとよいか。

P3 発達障がいにかかわって…岐阜県「発達障がい児童生徒支援事業」県専門支援員、愛知県稲沢市「発達障害の専門家チーム」サポートアドバイザー(文科省指定)、発達障害児の巡回相談(専門家チーム)として、A市(文科省指定市)、B市(32校)、C市(16校)、D市(14校+14園)を巡回、本年まとめた論文:「支援1586人」の巡回相談

P4 「感情のコントロールが苦手な児童生徒」の中で「発達障がいの子」が占める割合、幼稚園・保育園では\_\_\_\_\_%、中学校から高等学校年代では\_\_\_\_\_%、少年鑑別所では\_\_\_\_\_%、小学校では(5年生ぐらいまで)\_\_\_\_\_%、\*発達障がいの子への対応は、誰でも当たり前に行えることが大切だと考えられる(チームでよい)。

P5 図2は、C県D市・F市・G市の「発達障害の診断のある子及びそのタイプの子」の学年別人数である。

P6 図3は、C県D市・F市・G市の「対処が中心の子」の学年別人数である。

P7 表2は、主な発達障がいの分類である。

P8 発達障害の二次障害としては、外在化障害…反抗、非行など、内在化障害…分離不安、ひきこもりなどがある。『発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート』齊藤万比古編著、学研

P9 アスペルガー症候群とは、3歳までの言語発達に大きな遅れを認めないが、社会性の問題は早期から認められ、マイペースで一方的な対人行動、人見知りやせず初対面の人でも平気などが特徴である。ただし、誘われると友人との遊びに加わることは可能であり、集団行動も普通にやることから、早期に気がつかれにくい。思春期前後より、適応障害(不登校)、強迫性障害や被害的言動(ときに被害妄想)などの精神障害を合併してくることがあり、精神保健学的にも早期発見が重要である。(医学大辞典、南山堂)

P10 注意欠陥多動性障害(AD/HD)とは、注意力散漫と多動が共存するもの、注意力散漫が目立つもの、多動性が目立つもの、という3亜型ある。落ち着きがなく、気が散りやすい。静かに遊んだり、勉強をすることができない。おしゃべりが多く、まだ質問が終わらないうちに出しぬけに答えることが多い。カッとしたりやすく、友達ができない。不器用で字のバランスがとれない。体操も不得手である。物忘れが多く、学校での忘れ物は頻回である。患児が学習する環境はできるだけ静かで、周囲からの刺激が多くないことが望ましい。(医学大辞典、南山堂)

P11 学習障害(LD)以下「医学大辞典」とは、…特に注意欠陥多動性障害(AD/HD)は、学習障害(LD)の概念と重複している。旧文部省の協力者会議では、「全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害をさす」との定義を示している。…

P12 支援の3段階(橋本:岐阜大学研究紀要2009年)とは、I対処が中心の段階、II支援が中心の段階、III自覚が中心の段階、である。

P13 I対処が中心の段階とは、緊急に対応しなくてはならない状況で、別室等でクールダウン・人員を余分に配置などが必要である。

P14 II支援が中心の段階とは、担任が支援する者の初期段階の関わりによって、大きく崩れない・未然に防ぐことも可能になる段階である。



- P15 Ⅲ自覚が中心の段階…思春期を越え、社会で自立していくためには「自覚の段階」が必要であり、「Ⅱの支援」を自分自身でできることである。
- P16 「対処の段階」から「支援の段階」へ…①クールダウンの部屋・人（通級・SCのSST等）、②教室内の支援員等の配置、③家庭の協力（24h：社会性全体で考える）、④「支援が中心」の場を増やしていく（24hで）、⑤教室場面の「支援が中心」を過半数に
- P17 「支援の段階」から「自覚の段階」へ…①適切な支援を行う（SST・社会性等）、②初期段階での支援をする（気づきのポイント）、③数秒待って支援する（参考：アドバンテージ）、④できていたらほめる（数十分の1から）、⑤結果的に支援が少しずつ減る（参考：UD）
- P18 B君への対応をまとめると、①障がい等への対応（医療機関等との連携）アスペルガー症候群、AD/H D、②課題への対応・「支援」とともに、暴言・暴力、離席、生徒指導、③支援体制の確立（社会性の育成を基本に）家庭でできること・学校でできること（チームで対応する）、「その子に対して」「まわりの子に対して」、④将来への展望を明確に（少なくとも5年後）となる。
- P19 SST(社会生活技能訓練)は、社会生活を営む要となるコミュニケーション技能を回復・改善し、自己対処能力を高める効果的技法である。『SSTの技法と理論』西園昌久編著、2009年、金剛出版
- P20 新版S-M社会生活能力検査は、①身辺自立、②移動、③作業、④意志交換（コミュニケーション）、⑤集団参加、⑥自己統制、である。
- P21 最後に、「相談者のメンタルサポート」について述べる。\*保護者も疲れていることが多い
- ③「不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応」
- P1 3つ目の講演は「不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応」です。
- P2 ケース3は「中学2年男子C君（不登校・ひきこもり）」です。小学校5年生になって時々休んだ。それでも夕方近所で遊んでいたため、5月の連休明け、担任（男性）は「怠け」と判断した。ある休んだ日、家の中に入って行って本人を無理やり連れていこうとした。本人があまりにも激しく抵抗したので、担任はあきらめた。C君はその後3年間家を出ることもできなかった。中2の秋、中学校の校長先生が橋本を紹介し、保護者の許可を得て中2の担任（女性）と家庭訪問した。玄関で担任だけ帰るよう言われた。この後どのように対応していくとよいか。
- P3 ひきこもりの定義は「半年以上、家族以外と関わりがない人」で、120万人（斎藤氏）、70万人（厚生労働省）、200万人（栗原氏：内閣府、千葉県でご一緒）と数値に差がある。ひきこもりから社会に戻るのには、ひきこもりに至る逆が多く、ひきこもりにならないような対応が分かる。⇒「未然防止」とも関係する。・不登校とひきこもりの両方を考えたい。ひきこもり救出マニュアル」斎藤環著、PHP研究所、2002
- P4 不登校（3）に関わって…\*はじまりは、登校拒否⇒自殺予防（1）（40年前）\*1986年（29年前）・鹿川君事件⇒いじめに（現在、可児市・岐阜市・岐阜県の委員長）\*当時、登校拒否は「情緒障害」に分類情緒障害のもう一つの有名な「自閉症」に（現在、「発達障がい（2）…」県専門支援員）\*現在まで、不登校・ひきこもりだけで1300ケースを超える相談をしている
- P5 図1は、学年別不登校児童生徒数である。
- P6 図2は、いじめの認知（発生）件数の推移である。
- P7 図3は、いじめの認知件数<学年別>である。
- P8 図4は、不登校と発達障がいの関係を図示している。
- P9 不登校に占める発達障がいの割合…（1）県教育総合センター⇒全体の30%~70%、（2）S氏（中学校：支援が必要な子の36%）⇒全体の80%（3）鳥取大学小枝氏（AD/H D：小学校2.3%、中学校39.4%）⇒全体の40%（小）、85%（中）\*橋本：50%と考えるが、不登校率は0.4%（小）3.0%（中）<通常>3.0%（小）30%（中）<発達障がい>
- P10 不登校の原因となる主な精神疾患<岡田尊司氏（精神科医）の著書より>…①不安障害（含む強迫性障害）、②適応障害、③身体化障害（頭痛、腹痛など）、④気分障害（うつ状態）、⑤高機能広汎性発達障害、⑥パー

ソナリティ障害 (境界性・回避性・失調型), ⑦コミュニケーションの障害, ⑧反抗・非行群 (反抗挑戦性障害, 行為障害), ⑨統合失調症 ⑩睡眠障害 (起立性調節障害) \* \_\_\_\_\_ は橋本, 「発達障がい」と似た対応

- P11 発達障害の二次障害は, 外在化障害…反抗, 非行など。内在化障害…分離不安, ひきこもりなど。『発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート』齊藤万比古編著, 学研
- P12 図5は, 不登校といじめの関係を図示している。
- P13 不登校の未然防止のために (発達障がいへの対応) …支援の3段階 (橋本: 岐阜大学研究紀要2009年) I 対処が中心の段階, II 支援が中心の段階, III 自覚が中心の段階, (2) の講演でお話した。
- P14 不登校の未然防止のために 1. いじめの防止… (1) 家庭の取組 (2) 幼稚園・保育園の取組 (3) 学校の取組 (4) 地域, 関係者の取組 (5) 啓発活動「可児市いじめ防止基本方針」より
- P15 不登校の未然防止のための3つの重要ポイント… (1) 本人を支えるためには「ともに支えていきましょう」という, 家庭と学校との信頼関係が不可欠である。(2) 複数の見方をしないと, 本当の姿が見えてこない。複数の教師が連携することで, よりよいアドバイスが可能になる。(3) 一般的な相談に大きな相談が隠れている。
- P16 C君への対応をまとめると, ①ひきこもり等への対応 (子相・保健センター等), ②課題への対応・・・まずは, 相談者との信頼関係, 保護者と9回⇒本人, 相談者と担任⇒担任と本人 (保護者) ③支援体制の確立 (社会性の育成 (順序) を基本に) ・家庭でできること・学校でできること (チームで対応する) 「その子に対して」「まわりの子に対して」④将来への展望を明確に (少なくとも5年後)
- P17 S S T (社会生活技能訓練) は, 社会生活を営む要となるコミュニケーション技能を回復・改善し, 自己対処能力を高める効果的技法である。『S S Tの技法と理論』西園昌久編著, 2009年, 金剛出版
- P18 新版S-M社会生活能力検査…①身辺自立 I (家庭内), ②移動 III (家庭内), ③作業II (家庭内), ④意志交換 (コミュニケーション) V (家庭内), ⑤集団参加 VI (家庭内), ⑥自己統制 IV (家庭内)
- P19 図6は, 成長支援関係を持つ (指導性と受容性の組み合わせ) である。
- P20 結論は, (1) 不登校の未然防止は「適応」の問題, (2) 早くから現れるのは「発達障がい」と「いじめ」, (3) どちらにも, 「適応」と「人間関係」の支援が必要, (4) どちらも小学校の前からあらわれている, (5) 0～6歳・小学校で, 確かな「支援」をしたい, (6) 確かな支援とは, 「自覚」に持っていくこと, (7) 「0～6歳」では「生活」, 「小学校」では「学習」を
- P21 最後に, 「関わる人のメンタルサポート」について述べる。

5. 結果と考察

(1) ケースごとの自信度 (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・全体)

表1 ケースごとの自信度 (事前・事後) の人数 (数字は人数) [小学校50名]

(○は事前の最頻数, □は事後の最頻数)

	全く自信がない		少し自信がない		ある程度自信がある		かなり自信がある	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後	事前	事後
ケース1 (自殺未遂)	②⑧	6	21	□34	1	10		
ケース2 (発達障がい)	4	1	③③	18	13	□30		1
ケース3 (不登校・ひきこもり)	11	2	③①	22	8	□26		

表2 ケースごとの自信度（事前・事後）の人数（数字は人数）[中学校60名]

	全く自信がない		少し自信がない		ある程度自信がある		かなり自信がある	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後	事前	事後
ケース1 (自殺未遂)	23	7	③4	③0	3	23		
ケース2 (発達障がい)	3	1	③7	17	20	④0		2
ケース3 (不登校・ ひきこもり)	9	1	③5	10	16	④7		2

表3 ケースごとの自信度（事前・事後）の人数（数字は人数）[高等学校18名]

	全く自信がない		少し自信がない		ある程度自信がある		かなり自信がある	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後	事前	事後
ケース1 (自殺未遂)	5		①1	8	2	⑨		1
ケース2 (発達障がい)	5		①2	8	1	⑩		
ケース3 (不登校・ ひきこもり)	7		⑩	7	1	⑪		

表4 ケースごとの自信度（事前・事後）の人数（数字は人数）[特別支援学校8名]

	全く自信がない		少し自信がない		ある程度自信がある		かなり自信がある	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後	事前	事後
ケース1 (自殺未遂)	2	1	⑥	3		④		
ケース2 (発達障がい)	1		3	1	④	⑦		
ケース3 (不登校・ ひきこもり)	2		③	2	③	⑥		

表5 ケースごとの自信度（事前・事後）の人数（数字は人数）[全学校136名]

	全く自信がない		少し自信がない		ある程度自信がある		かなり自信がある	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後	事前	事後
ケース1 (自殺未遂)	58	14	⑦2	⑦5	6	46		1
ケース2 (発達障がい)	13	2	⑧5	44	38	⑧7		3
ケース3 (不登校・ ひきこもり)	29	3	⑦9	41	28	⑨0		2

事前の最頻数は、3つのケースともおおむね「少し自信がない」であるが、表1のように小学校の先生のケース1（自殺未遂）のみ「全く自信がない」が多い。やはり「自殺未遂」というような経験は小学校では少ないからと考えられる。また表4のように特別支援学校では、ケース2（発達障がい）

で「ある程度自信がある」が最頻数に、ケース3（不登校・ひきこもり）で「少し自信がない」と「ある程度自信がある」が同数になっている。地域のセンター的機能を持つ特別支援学校の生徒指導主事は、「発達障がい」に関しては他校種よりも自信があったと考えられる。

事後の最頻数は、3つのケースともおおむね「ある程度自信がある」であるが、表1・2のように小学校と中学校の先生ともケース1（自殺未遂）のみ「少し自信がない」になっている。小学校は、事前が「全く自信がない」なので、少し自信がついたとしても「少し自信がない」が妥当であると考えられるが、中学校は、事前・事後とも最頻数が「少し自信がない」となっている。中学校では「全く自信がない」が23名⇒7名に減り、「ある程度自信がある」が3名⇒23名に増えていることから自信度はついているが伸びは他校種より少ない。やはり、小・中学校においては「自殺未遂」が多くはなく経験が少ない分自信度も上がらなかったと考えられる。

その結果、全学校136名の合計は表5のようで、事前は3つのケースとも「少し自信がない」が最頻数で、事後は、ケース2（発達障がい）・ケース3（不登校・ひきこもり）は「ある程度自信がある」に移っているが、ケース1（自殺未遂）のみ「少し自信がない」になっている。ケース1（自殺未遂）においても、「全く自信がない」が58名⇒14名に減り、「ある程度自信がある」が6名から46名、「かなり自信がある」が0名⇒1名に増えていることから自信度はついていると考えられるが、表6の検証後に再度考察をする。

(2) ケースごとの自信度の変化（自殺未遂，発達障がい，不登校・ひきこもり）

(1) の結果をケースごとに分かりやすく図に示すと、図1・図2・図3のようになる（全学校のみ）

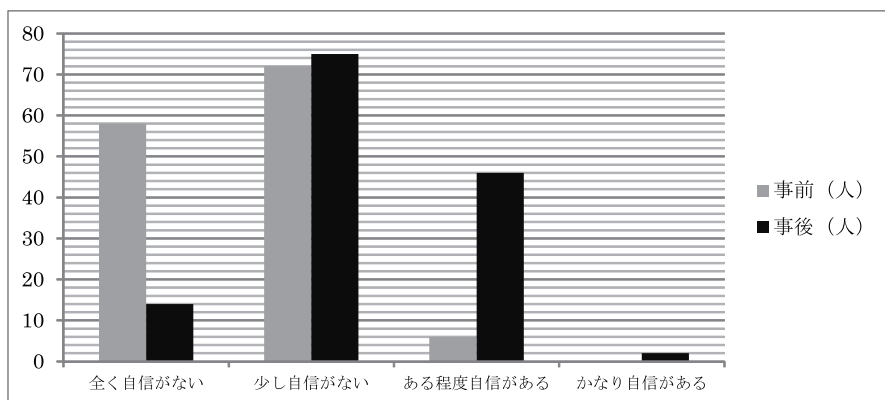


図1 ケース1（自殺未遂）の自信度（事前・事後）の変化 [全学校136名]

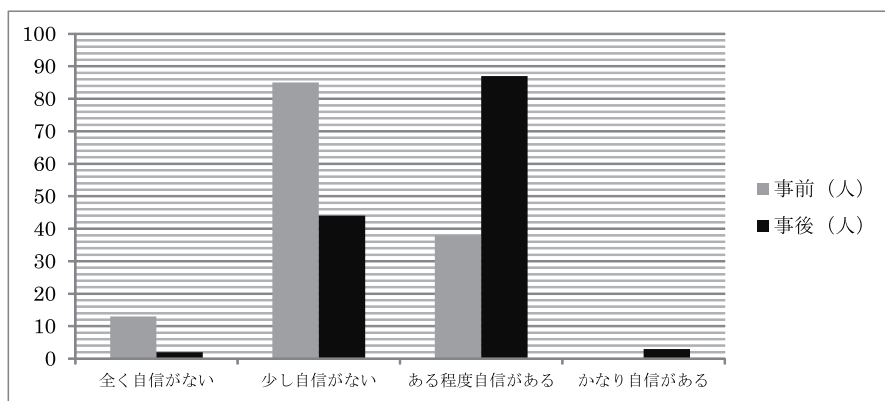


図2 ケース2（発達障がい）の自信度（事前・事後）の変化 [全学校136名]

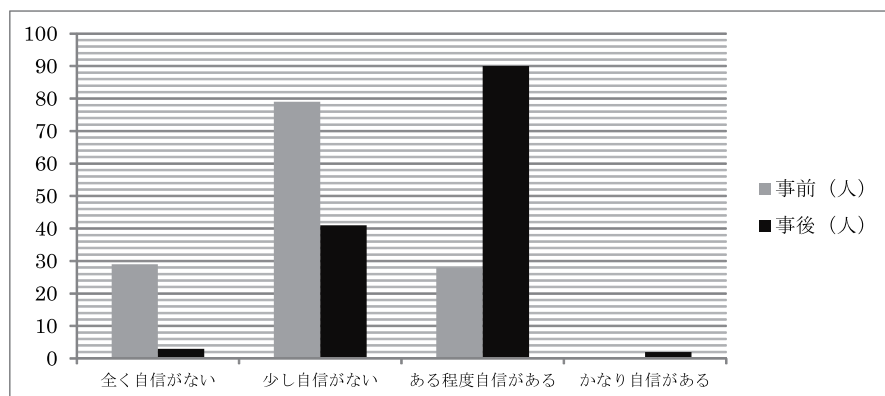


図3 ケース3 (不登校・ひきこもり) の自信度 (事前・事後) の変化 [全校136名]

3つのケースとも自信度が低い方(左)から、自信度が高い方(右)に移行していることが視覚的にも読み取れる。ケース2(発達障がい)・ケース3(不登校・ひきこもり)は、事前の「少し自信がない」から事後の「ある程度自信がある」に移行して様子がよく分かる。ケース1(自殺未遂)だけは、事前がさらに左(自信度が低い方)にあり、事後は右(自信度が高い方)に移行しているもののケース2・ケース3よりは低い位置にある。それだけケース1(自殺未遂)が扱いにくいと考えられる。

### (3) ケースごとの「自信度の変化」の検定

表6 ケースごとの事前・事後の平均値(標準偏差)とt検定の結果 [全校136名]

	事前 (n=67)		事前 (n=68)		t 値
	M	S D	M	S D	
ケース1 (自殺未遂)	3.24	(1.14)	4.50	(0.97)	10.09**
ケース2 (発達障がい)	4.37	(1.17)	5.34	(1.09)	8.77**
ケース3 (不登校・ひきこもり)	3.99	(1.29)	5.34	(1.09)	9.00**

\*\* p < .01

「全く自信がない」を2点、「少し自信がない」を4点、「ある程度自信がある」を6点、「かなり自信がある」を8点として平均値を出し、t検定したのが表6である。中央値が5点なので、事前をみると、ケース1(自殺未遂)は「3.24」で「少し自信がない(4点)」よりかなり低い。ケース2(発達障がい)は4点を超えて「4.37」であり、ケース3(不登校・ひきこもり)も「3.99」とほぼ4点のところにある。一方事後をみると、ケース2(発達障がい)・ケース3(不登校・ひきこもり)とも「5.34」で、中央値(5点)を超えてより自信度の高い方にあるが、ケース1(自殺未遂)は「4.50」と事後でも中央値(5点)に到達していないことが分かる。

t検定の結果をみると、3つのケースとも事前と事後の間に有意差(\*\* p < .01)があり、いずれも「自信度がついた」と言える。自信度の伸びとしては、ケース1(自殺未遂)が最も高く、難しいケースながら先生方が少しでも自信をつけたと言える。

3つの講演「Ⅰ. 自殺予防に関わる学校での取組と対応」、「Ⅱ. 感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応」、「Ⅲ. 不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応」を実施したことにより、3つの

ケースとも生徒指導主事の先生方の自信度が高まったと言える。すなわち、C県教育委員会のアンケートから始まり、筆者が3つの講演をすることによって、生徒指導主事の喫緊の課題に対する自信度は高まったと考えられる。

## 6. おわりに

筆者は心理学が専門で、40年以上前に「登校拒否」に関わった。当時「登校拒否」は情緒障害に分類され、情緒障害のもう一つ有名なのが「自閉症」だった。よって、専門は情緒障害（登校拒否と自閉症）だった。教育現場に来て通常学級を担任し、「登校拒否」の子にはすぐ出会ったが、「自閉症」の子は特殊学級（当時）にしかいなかった。昭和53年で、まだ養護学校義務化の前であったが、私が勤めた小学校は市で唯一2学級の特殊学級を持つ拠点校だった。通常学級を5年間担任した後、希望して特殊学級を担任し、平成14年から通級指導教室担当となった。自閉症が「自閉症スペクトラム」となり、特別支援学級だけだったのが、通常学級に深くかかわってきた。それにともなって生徒指導がだんだん難しくなったと考えることもできる。それだけにチームを組み、それをリードしていく生徒指導主事が重要だと考えている。

この講座が実施されることになったのは、「生徒指導を担当する者は、今や『発達障がい』のことは当たり前でできないと進めていけない」と私が話したことに始まっている。そのことも含めて今回3つの講演「Ⅰ. 自殺予防に関わる学校での取組と対応」、「Ⅱ. 感情のコントロールが苦手な児童生徒への対応」、「Ⅲ. 不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応」を実施し、事前・事後のアンケートを分析してこの論文をまとめた。

## 謝辞

研究にご協力いただいた方々に、この場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございました。

## 引用・参考文献

<自殺予防に関して>

- 1) 稲村博・斎藤友紀雄 (1995) いじめ自殺, 至文堂
- 2) エドウィン・S・シュナイドマン高橋祥友訳 (2005) シュナイドマンの自殺学, 金剛出版
- 3) 河西千秋 (2009) 自殺予防学, 新潮社
- 4) キース・ホーン他松本・河西訳 (2008) 自傷と自殺, 金剛出版
- 5) 高橋祥友 (2008) 新訂増補青少年のための自殺予防マニュアル, 金剛出版
- 6) 高橋祥友 (2006) 自殺の危険, 金剛出版
- 7) 張賢徳 (2006) 人はなぜ自殺するのか, 勉誠出版
- 8) ディビット・レスター斎藤友紀雄訳 (1995) 自殺予防O&A, 川島書店
- 9) 内閣府 (2012) 自殺対策白書
- 10) 橋本治 (2013) 書評『大津中2 いじめ自殺—学校はなぜ目を背けたのか—』教育開発研究所
- 11) 橋本治 (2013) 小中学生の「いじめ」と「自殺」—2つのケース（群馬県の小6, 滋賀県の中2）にかかわって— 日本自殺予防学会『自殺予防と危機介入』Vol.33 (1) 9~12
- 12) 橋本治 (2012) 文部科学省提案の「自殺予防教育」についての一考察—現職の教員（保育園・幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校）の意識調査に基づいて— 岐阜大学『教育学部研究報告 人文科学』Vol.61 (1) 189~202頁
- 13) 橋本治 (2007) いじめが自殺に結びつくとき, 児童心理853, 金子書房
- 14) 橋本治 (2004) いじめ自殺があった, 児童心理816, 金子書房
- 15) 橋本治 (2002) 小さい子でも自殺しますか, 自殺問題O&A, 至文堂

- 16) 橋本治 (2001) いじめによる自殺の予防教育, 教育開発研究所
- 17) 橋本治 (2001) 増え続ける自殺とその予防—青少年に対して—, 自殺予防と危機介入 Vol.22-No.1, 日本自殺予防学会
- 18) 橋本治 (1999) 子どもの自殺に対する報道のあり方, 自殺予防と危機介入Vol.22-No.1, 日本自殺予防学会
- 19) 橋本治 (1998) いじめと自殺の予防教育, 明治図書

<感情のコントロール・発達障がいに関して>

- 20) 朝日新聞「2015年10月17日朝刊」, 朝日新聞社
- 21) 一宮特別支援教育研究会 (2008) 発達障害のある子への支援体制づくり, 明治図書
- 22) 斎藤万比古 (2009) 発達障害が引き起こす二次障害へのケアとサポート, 学習研究社
- 23) 橋本治 (2015) 特別な支援を必要とする子への指導 (「対処」「支援」「自覚」) の在り方 岐阜大学教育学部研究報告教育実践研究第17巻, 135-149
- 24) 橋本治 (2014) 特別な支援を必要とする子への指導の在り方 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-62 (2), 71-84
- 25) 橋本治 (2014) 通常学級における特別支援を必要とする児童生徒への指導の在り方(3) 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-62 (2), 85-99
- 26) 橋本治 (2014) 発達障がいに関わる教員研修事業の在り方(2) 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-61 (2), 255-269
- 27) 橋本治 (2013) 通常学級における特別支援を必要とする児童生徒への指導の在り方(2) 岐阜大学教育学部研究報告教育実践研究第15巻, 205-220
- 28) 橋本治 (2013) 発達障がいに関わる教員研修事業の在り方 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-61 (2), 255-269
- 29) 橋本治 (2012) 通常学級における特別支援を必要とする児童生徒への指導の在り方 岐阜大学教育学部研究報告教育実践研究第14巻第2号, 163-176
- 30) 橋本治 (2009) 文部科学省指定「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」における専門家チームの巡回相談のあり方, 岐阜大学教育学部研究報告人文科学一, 58 (1), 235-245
- 31) 文部科学省 (2004) LD, ADHD, 高機能自閉症の「児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案)」
- 32) ローナ・ウィング (2002) 自閉症スペクトル, 東京書籍

<不登校・ひきこもりに関して>

- 33) 青木省三 (2002) 思春期の心の臨床, 金剛出版
- 34) 岡田尊司 (2005) 子どもの「心の病」を知る, PHP研究所
- 35) 河合隼雄 (2007) いじめと不登校, 潮出版社
- 36) 河合隼雄 (1975) カウンセリングと人間性, 創元社
- 37) 國分康孝 (1980) カウンセリングの理論, 誠信書房
- 38) 齊藤環 (2002) 「ひきこもり救出マニュアル」, PHP研究所
- 39) 西園昌久 (2009) SSTの技法と理論, 金剛出版
- 40) 橋本治 (2011) 教育臨床のあり方 (2) 岐阜大学教育学部研究報告人文科学-60 (1), 245-256
- 41) 橋本治 (2010) 教育臨床のあり方岐阜大学教育学部研究報告人文科学-59 (1), 257-268
- 42) 橋本治 (2007) いじめ問題を見逃さない10のポイント!!, 明治図書
- 43) 橋本治 (2002) 問題行動・危機対応, 児童心理773, 金子書房
- 44) 橋本治 (2001) 校内のチームづくりから始まる不登校指導『不登校・ひきこもり指導の手引』教育開発研究

所

45) 文部科学省 (2015) 不登校に関する調査協力者会議(第7回)配布資料

URL [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/108/shiryo/1359533.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/shiryo/1359533.htm)

(2015年 8 月28日閲覧)